

第1回広島地方最低賃金審議会検討小委員会 議事要旨

開催日時	令和7年9月22日(月) 13時27分～15時35分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 2 人 出席 2 人	定数 2 人 定数 2 人 定数 2 人
主要議題	1 令和7年度広島県特定最低賃金の改正決定の必要性について		
議 事 要 旨			
1 令和7年度広島県特定最低賃金の改正決定の必要性について (1) 事務局からこれまでの審議経過の説明がなされた。 (2) 労使各側から意見が表明され、労側委員から「既に改正諮問された3業種に加え、(今回の議題である)4業種について今年度も改正審議で進めていただきたい。また、今回の議論を契機に、現在公正競争ケースで申出を行なっている業種を、来年度は労働協約ケースでの申出となるよう関係労使で努力することに繋げていくた。」との発言があった。 使側委員から「これまでに地域別最低賃金が上昇している。公正競争ケースの目的は、賃金の不当な切下げ防止であるが、現下においてそのような状況はないことから(今回の議題である4業種の)特定最低賃金改正の必要性はないと考える。」との発言があった。 その後、座長から今後の審議について、労使二者で協議を行うか、このまま協議を行うかとの提案が行われたところ、労側委員から「別室において、労使二者で協議したい。」との意見があり、労使二者による個別協議となった。 (3) 審議再開後、労側委員から二者協議の内容について「まず、使側委員が公正競争4業種の必要性は認められないと主張することについて、来年、公正競争ケースを労働協約ケースに変える努力をするということで、今年度は4業種の公正競争ケースの必要性を認めてもらえないかと話したが、必要性なしとの回答であった。 次に、専門部会において業界関係労使で必要性の審議をさせてもらえないかと話したが、今年度の必要性審議の進め方については、5月28日の運営小委員会で決定しているとのことから理解が得られなかった。 次年度は、必要性審議の進め方について、労使でざくばらんに話し合える小委員会を立ち上げて、具体的に進めていきたいと話したところ、それについては理解が得られた。」との発言があった。 労使二者協議の結果を踏まえ、検討小委員会の座長報告について審議した結果、労側委員から「納得した訳ではないが、これ以上協議を行っても結果は変わらない。」との発言があり、「審議を尽くした結果、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に			

達し得なかった」旨の内容の座長報告案が了承され、この後開催される第 566 回広島
地方最低賃金審議会において報告することとなり、閉会した。